

霞ヶ浦北浦で船舶を利用され遊漁等を楽しまれる皆様へ

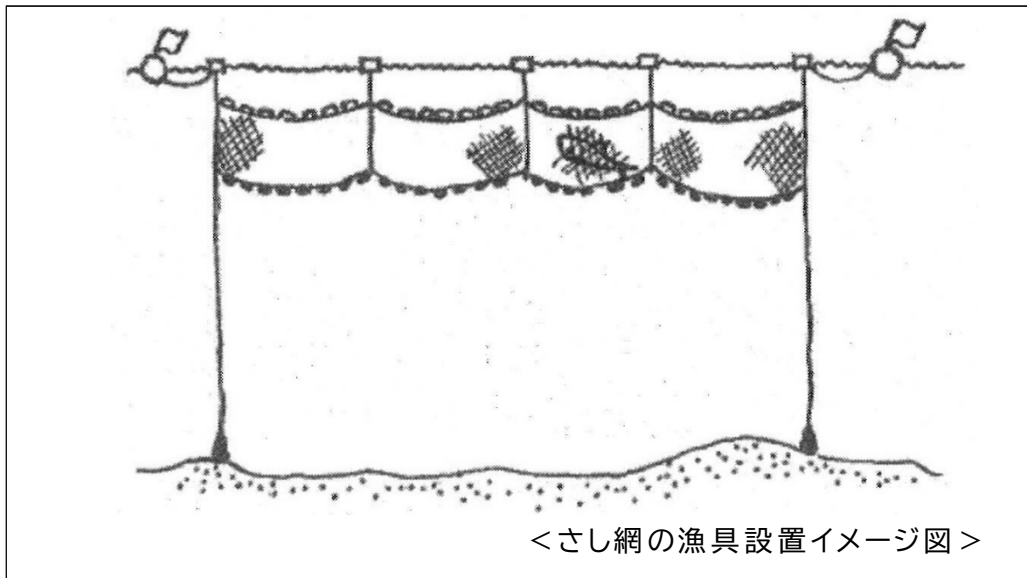
「さし網」漁具にご注意ください

霞ヶ浦北浦では、3月～4月頃にかけて大型な外来魚の「ハクレン」を漁獲するため「さし網」漁業が行われます。

「さし網」とは、漁獲目的の水産動物の遊泳通過する場所を遮断するように張り、網目に刺させたり、絡ませたりして漁獲する漁具です。（イメージ図参照）

このため、一定時間網を張る必要があり、網を入れた場所の近くに漁具を設置した人や漁船がないこともあります。

「さし網」漁具の両脇には標識（浮標）が、浮標と浮標の間にも浮き（発砲スチロールなども場合があります）を目印として付けて、航行する船舶から視認しやすいよう配慮しておりますが、設置された「さし網」漁具に船舶が接触した場合、航行上危険であるばかりではなく、プロペラ等に絡まり漁具等の破損の原因となるおそれがあることから、航行の際には十分ご注意ください。また、万が一漁具を破損してしまった場合などは、以下の連絡先までご連絡ください。



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所（漁業調整課：029-822-7269）

霞ヶ浦：霞ヶ浦漁業協同組合（0299-55-0057）/麻生漁業協同組合（0299-72-0416）

北 浦：きたうら広域漁業協同組合（0299-73-3037）/潮来漁業協同組合（0299-66-2711）